①　単体又は共同企業体の代表者
【鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造、地上５階以上、延べ面積１万㎡以上の校舎、研究施設、事務所、庁舎の新築電気設備工事又は全面的な改修電気設備工事】
②　共同企業体の代表者以外の構成員
【鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造、地上５階以上、延べ面積５千㎡以上の校舎、研究施設、事務所、庁舎の新築電気設備工事又は全面的な改修電気設備工事】

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものする。

⑹　共同企業体の構成員数は、２社又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑽　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
②　平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑷に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
⑤　経常建設共同企業体の場合の上記２⑽②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記２⑽①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。

⑾　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は国立大学法人大阪大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑿　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒀　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。

⒁　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照。）。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法
①　入札参加者は、「価格」、「企業の信頼性・社会性」、「技術提案書」及び「企業の施工体制」をもって入札を行い、次の㋑、㋺の要件に該当する者のうち、下記３⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
㋑　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㋺　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
②　上記３⑴①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法
①　「標準点」を100点とする。「加算点」は下記３⑶①②及び③の評価項目において技術提案書の内容に応じ、最高33点を与える。施工体制評価点は、下記３⑶④の評価項目において、企業の施工体制に応じ、最高30点を与える。なお、施工体制評価点の低い者に対しては、加算点を減ずる場合がある。
②　加算点の算定方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の者を対象に下記３⑶①②及び③の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。なお、下記３⑶③において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。
③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記３⑵②によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。
①　ワーク・ライフ・バランス等の推進
㋑　ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況
②　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画
㋑　総合的なコスト
㋺　社会的要請
③　工事全般の施工計画
④　企業の施工体制
㋑　品質確保の実効性
㋺　施工体制確保の確実性

⑷　受注者の責めにより、提出された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒565―0871 大阪府吹田市山田丘１番１号　国立大学法人大阪大学　担当部署名　施設部企画課施設経理係　電話06―6879―7116

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法
平成30年９月３日（月）から平成30年９月25日（火）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の９時00分から17時00分まで。上記４⑴に同じ。
入札説明書の交付に当たっては無料とする。また図面等の交付に当たっては、購入するものとする。この場合においては、実費を徴収する。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
平成30年９月３日（月）から平成30年９月25日（火）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の９時00分から17時00分まで。上記４⑴に同じ。
電子入札システムにより、提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）すること。

⑷　共同企業体の場合の競争参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法　上記４⑶に同じ。

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより、提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は紙により持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
①　入札書の提出期限は、平成30年11月12日（月）正午まで。
紙により入札書を提出する場合、提出場所は、上記４⑴と同じとする。
②　開札は、平成30年11月13日（火）10時30分。国立大学法人大阪大学本部棟１階入札室にて行う。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　見積もる入札金額（税込み）の100分の５以上の入札保証金を納付すること。ただし、銀行、契約権限者が確実と認める金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札